

紹介手数料の払い戻し

人材紹介基本契約書第3条2項記載の払い戻し事由に該当する場合は、乙が受け取った紹介手数料のうち、下記の金額を甲に払い戻す。

- (1) 1ヶ月未満の在籍で退職した場合 : 紹介手数料の80%を払い戻し
- (2) 1ヵ月以上2ヵ月未満の在籍で退職した場合 : 紹介手数料の50%を払い戻し
- (3) 2ヵ月以上3ヶ月未満の在籍で退職した場合 : 紹介手数料の30%を払い戻し